

日本意匠分類の改正について

日本意匠分類の改正について

- 令和元年意匠法改正によって、「画像」「建築物」及び「内装」が新たに意匠法の保護対象となる。
- 意匠審査において、これらの意匠を効率的に調査できるよう、日本意匠分類を作成し、改正内容のお知らせを令和2年2月12日に特許庁HPにて公表した（4月1日より運用開始）。
- 改正日本意匠分類は、ユーザーのクリアランス負担の軽減にも資するよう、J-PlatPatやGraphic Image Parkにおいても利用できるようにする予定。

日本意匠分類の改正について

【建築物・内装のデザイン】

分類記号		分類の表示	
分類記号		現行	改正後
L 3	0	その他の組立て家屋、屋外 装備品等	その他の建物、屋外装備品等
L 3	2 0 0 0	組立て家屋等	建物
L 3	7		内装

※L32000には建物として、例えばビルディング、タワーマンション、学校、展示場等が含まれる。
分類の表示に変更がない、L321（組立て家屋）には家屋のほか、低層マンション、共同住宅等が含まれる。

【画像デザイン】

分類記号		分類の表示（新規）
N 3	1 0	グラフィカルユーザーイン ターフェース
N 3	1 1	グラフィカルユーザーイン ターフェース（領域区分型）
N 3	1 2	グラフィカルユーザーイン ターフェース（アイコン）



新設の
画像用Dターム
(109肢)

用途・形態の観点
で複数付与が可能